

別紙様式 1 (別紙)

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	上下水道局
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>元本回収を優先するため、従来、延滞債権について延滞金を徴収していなかった。富山市下水道事業受益者負担に関する条例第 11 条によると、延滞が発生した場合は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年 14.5% (当該納期限の翌日から 1 ヶ月を経過するまでの期間については、年 7.25%) に相当する延滞金が発生することになってる。</p> <p>既払者との負担の公平性を勘案し、当該規程に定めるとおり、延滞債権については相当の延滞金を徴収する必要がある。</p> <p>なお、市側の説明によれば、今後も延滞金を賦課しない方針とのことであり、実態に合わせ条例を改正すべきである。</p>
措置状況	<p>令和 2 年度定期監査において、同様の指摘を受け、延滞金の徴収事務を開始したところである。</p> <p>徴収にあたっては、負担の公平性の観点から、令和 2 年 11 月以前に時効が成立していない既払者についても富山市下水道受益者負担金に関する条例に基づく延滞金の徴収を開始したところである。</p> <p>以上のことから、条例の改正は行わない方針であり、今後は当該規程に定めるとおり、適正に延滞金の徴収事務を行ってまいりたい。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。